

令和6年度  
公民館職員等基礎研修会  
「公民館とは？」



【西部会場】袋井南コミュニティセンター 5月24日（金）

【東部会場】三島市民文化会館 5月31日（金）

静岡県教育委員会社会教育課

# 自己紹介（受講者同士で）

- ・わかちあいをしましょう！

## 1人1分間の自己紹介

- ・氏名
- ・市町名、所属施設名
- ・マイブーム
- ・公民館新任職員同士分かち合いたい業務のモヤモヤ

# 本日の内容

---

1. 公民館の歴史
2. 公民館の目的と事業
3. 公民館の役割と職員
4. 社会教育・生涯学習分野の  
国の動向を踏まえた公民館運営
5. まとめ

# 「公民館」クイズ！○○○

明日の話のネタに・・・。

1. 全国の公民館の数は、中学校の数より多く、小学校よりは少ない
2. 公民館は日露戦争の直後に初めて作られた
3. 公民館は諸外国にもあって、「国際公民館協会IKA(Intercultural Kouminkan Association)」という組織による活動がある
4. 公民館には公民館の歌がある



○、×で教えてください！

# 「公民館」クイズの答え その1

1. 全国の公民館の数は、中学校の数より多く、小学校よりは少ない

答え ○

公民館 (2021.10現在)	小学校 (2020.5現在)	中学校 (2020.5現在)	鉄道駅 (2019.5現在)	コンビニエンス ストア (2020.7現在)
13,798館	19,526校	10,143校	9,531箇所	55,797店舗

※ちなみに、セブンイレブン 20,929店舗、ファミリーマート 16,597店舗 ローソン 14,425店舗

2. 公民館は日露戦争の直後に初めて作られた

答え ×

昭和21年の文科省「公民館の設置に関する文部次官通牒」により、全国に公民館の設置がスタート。

第1号は、長野県の妻籠公民館とされています。

## 「公民館」クイズの答え その2

3. 公民館は諸外国にもあって、「国際公民館協会IKA(Intercultural Kouminkan Association)」という組織による活動がある

答え ×

公民館は日本固有の施設です。諸外国では青少年教育施設や成人教育施設など対象者を焦点化した施設が主流で、公民館のように地域住民全体が関わり多様な学習活動や取り組みが展開される総合的教育施設はほとんど存在しません。

4. 公民館には公民館の歌がある

答え ○

公民館の歌(自由の朝)・公民館音頭(みんな輪になろう)という歌があり、1965年にレコード化され、販売。この時、歌を担当したのが、演歌歌手、北島三郎。

# そもそも社会教育とは？

## 定義（社会教育法第2条・抜粋）

学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む)をいう。

### (補足) 生涯学習とは…

定義はなく、教育基本法第3条にて理念が謳われています。

⇒ 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

● 社会教育（教育基本法第12条第1項）

個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

● 社会教育（教育基本法第12条第2項）

国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。



公民館は社会教育の振興において非常に重要な役割を担っているのです！

# 1. 公民館の歴史

- 1946(昭和21)年7月

文部次官通牒<sup>つう ちよう</sup>「公民館の設置運営について」

(公民館の設置を推奨)

- 1946(昭和21)年10月

「公民館の建設—新しい町村の文化施設」

(公民館のコンセプトを示した)

通称 「寺中構想」

⇒ 当時、文部省社会教育課長・寺中作雄が中心となり示した

## 文部次官通牒「公民館の設置運営について」(抜粋) 昭和21年7月

これからの日本にもっとも大切なことは、すべての国民が豊かな文化的教養を身につけ、他人に頼らず自主的に物を考え平和的協力的に行動する習性を養うことである。

そしてこれを基礎として盛んに平和的産業を興し、新しい民主日本に生まれ変わることである。

そのためには、教育の普及を何よりも必要とする。

## 「公民館の建設－新しい町村の文化施設」(抜粋) 昭和21年10月

- ① 公民館は社会教育機関である。
- ② 公民館は社会娯楽機関である。
- ③ 公民館は町村自治振興の機関である。
- ④ 公民館は産業振興の機関である。
- ⑤ 公民館は新しい時代に処すべき青年の養成に最も関心を  
持つ機関である。

● 1949(昭和24)年6月

## 「社会教育法」公布・施行

(公民館の存在が法的根拠で示された(第5章))

1947(昭和22)年3月  
「教育基本法」公布・施行

1950(昭和25)年～  
公民館施設補助金の交付  
(平成9年度廃止)

● 1959(昭和34)年12月

## 「公民館の設置及び運営に関する基準」告示

(公民館の施設規模、対象区域、設備などの基準が示された)

● 2003(平成15)年6月

## 「公民館の設置及び運営に関する基準」改正

(基準が弾力化、大綱化された)

# 公民館の変遷（令和3年度公民館専門講座より）

## ● 戦後

社会制度が変わり、インフラが整っていない状況の中、地域住民が自ら知識や技能を習得することにより地域課題を解決し、生活を向上させるために、公民館の設置が進んだ。

## ● 高度経済成長期以降

インフラが整備され、公民館の設置・整備に拍車がかかった。  
余暇の過ごし方などに目的が移ろい、生きがいや趣味的な講座、サークル活動が盛んになった。

## ● 現在

複雑化する社会状況(感染症、貧困、格差、差別、孤立等)の中、公民館の役割に変化が求められている。

## 2. 公民館の目的と事業

### 公民館の目的（社会教育法第20条）

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 公民館の設置者（社会教育法第21条）

- 公民館は市町村が設置する
- 市町村以外の場合は公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人でなければ設置できない
- 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館の分館を設けることができる
- 公民館に類似する施設は何人も設置することができる  
（社会教育法第42条より）

## 公民館の事業（社会教育法第22条）

目的達成のために、おおむね下記の事業を行う。

- ① 定期講座を開設すること
- ② 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること
- ③ 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること
- ④ 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること
- ⑤ 各種の団体、機関等の連絡を図ること
- ⑥ その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること

# 公民館の運営方針（社会教育法第23条）

次の行為を行ってはならない。

- もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること
- 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること
- 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援すること

# 3. 公民館の役割と職員

## 公民館の役割



生活の中で気軽に人々が集うことができる場

自らの興味関心に基づいて、また社会の要請にこたえるための知識や技術を学ぶための場

地域住民や、地域の様々な機関・団体の中にネットワークを形成

# 公民館の設置運営のための基準（再掲）

（平成15年6月6日 15文科生第343号 文部科学省生涯学習政策局長通知）

公民館の設置及び運営に関する基準（平成15年6月6日 文部科学省告示第112号）

社会教育法（昭和24年法律第207号）第23条の2第1項の規定に基づき、公民館の設置及び運営に関する基準（昭和34年文部省告示第98号）の全部を次のように改正する。

## （趣旨）

- 第1条 この基準は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第23条の2第1項の規定に基づく公民館の設置及び運営に必要な基準であり、公民館の健全な発達を図ることを目的とする。
- 2 公民館及びその設置者は、この基準に基づき、公民館の水準の維持及び向上に努めるものとする。

## （対象区域）

- 第2条 公民館を設置する市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、公民館活動の効果を高めるため、人口密度、地形、交通条件、日常生活圏、社会教育関係団体の活動状況等を勘案して、当該市町村の区域内において、公民館の事業の主たる対象となる区域（第6条第2項において「対象区域」という。）を定めるものとする。

## （地域の学習拠点としての機能の発揮）

- 第3条 公民館は、講座の開設、講習会の開催等を自ら行うとともに、必要に応じて学校、社会教育施設、社会教育関係団体、NPO（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）その他の民間団体、関係行政機関等と共同してこれらを行う等の方法により、多様な学習機会の提供に努めるものとする。
- 2 公民館は、地域住民の学習活動に資するよう、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの活用等の方法により、学習情報の提供の充実に努めるものとする。

## （地域の家庭教育支援拠点としての機能の発揮）

- 第4条 公民館は、家庭教育に関する学習機会及び学習情報の提供、相談及び助言の実施、交流機会の提供等の方法により、家庭教育への支援の充実に努めるものとする。

## （奉仕活動・体験活動の推進）

- 第5条 公民館は、ボランティアの養成のための研修会を開催する等の方法により、奉仕活動・体験活動に関する学習機会及び学習情報の提供の充実に努めるものとする。

## （学校、家庭及び地域社会との連携等）

- 第6条 公民館は、事業を実施するに当たっては、関係機関及び関係団体との緊密な連絡、協力等の方法により、学校、家庭及び地域社会との連携の推進に努めるものとする。
- 2 公民館は、その対象区域内に公民館に類似する施設がある場合には、必要な協力及び支援に努めるものとする。
- 3 公民館は、その実施する事業への青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者等の参加を促進するよう努めるものとする。
- 4 公民館は、その実施する事業において、地域住民等の学習の成果並びに知識及び技能を生かすことができるよう努めるものとする。

### （地域の実情を踏まえた運営）

- 第7条 公民館の設置者は、社会教育法第29条第1項に規定する公民館運営審議会を置く等の方法により、地域の実情に応じ、地域住民の意向を適切に反映した公民館の運営がなされるよう努めるものとする。
- 2 公民館は、開館日及び開館時間の設定に当たっては、地域の実情を勘案し、夜間開館の実施等の方法により、地域住民の利用の便宜を図るよう努めるものとする。

### （職員）

- 第8条 公民館に館長を置き、公民館の規模及び活動状況に応じて主事その他必要な職員を置くよう努めるものとする。
- 2 公民館の館長及び主事には、社会教育に関する識見と経験を有し、かつ公民館の事業に関する専門的な知識及び技術を有する者をもって充てるよう努めるものとする。
- 3 公民館の設置者は、館長、主事その他職員の資質及び能力の向上を図るため、研修の機会の充実に努めるものとする。

### （施設及び設備）

- 第9条 公民館は、その目的を達成するため、地域の実情に応じて、必要な施設及び設備を備えるものとする。
- 2 公民館は、青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者等の利用の促進を図るため必要な施設及び設備を備えるよう努めるものとする。

### （事業の自己評価等）

- 第10条 公民館は、事業の水準の向上を図り、当該公民館の目的を達成するため、各年度の事業の状況について、公民館運営審議会等の協力を得つつ、自ら点検及び評価を行い、その結果を地域住民に対して公表するよう努めるものとする。

#### 附則

この告示は、公布の日から施行する。

お問合せ先

総合教育政策局地域学習推進課

（総合教育政策局地域学習推進課）

— 登録：平成21年以前 —

## 公民館の職員（社会教育法第27条）

- 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。
- 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。（館長の職務）
- 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。（主事の職務）

# 公民館の設置運営のための基準（再掲）

（平成15年6月6日 15文科生第343号 文部科学省生涯学習政策局長通知）

## ● 職員

- ① 公民館の規模・活動状況に応じて適切な数の職員を配置するよう努めること。
- ② 公民館職員は、社会教育に関する識見や経験を有し、  
公民館事業に関する専門的な知識・技術を有するものを配置するよう努めること。
- ③ 公民館の設置者は、職員の資質・能力向上を図るため、  
研修機会の充実に努めること。

（⇔職員自らも積極的に研修機会を利用することが求められています）

## 4. 社会教育・生涯学習分野の 国の動向を踏まえた公民館運営

---



# 第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理【概要】

～全ての人のウェルビーイングを実現する、共に学び支えあふ生涯学習・社会教育に向けて～

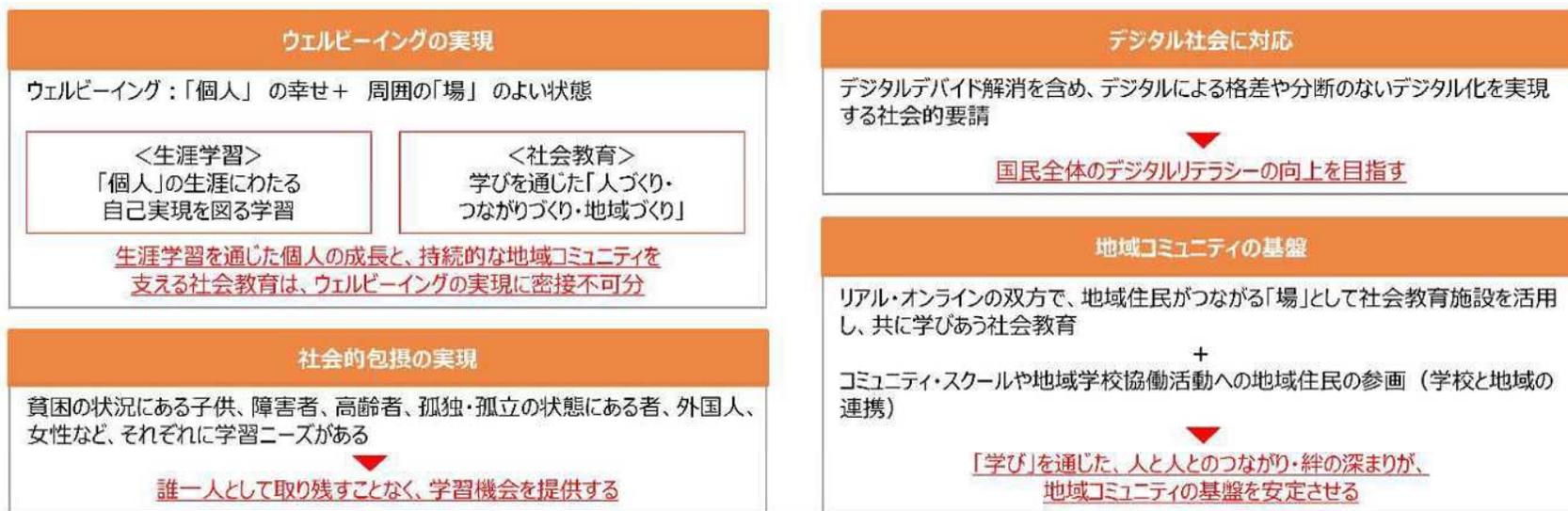
## 1. 生涯学習・社会教育をめぐる現状・課題

- 社会やライフスタイルの変化等により、人と人との「つながり」の希薄化、困難な立場にある人々（貧困の状況にある子供、障害者、高齢者、孤独・孤立の状態にある者、外国人等）などに関する課題が顕在化・深刻化  
⇒ **社会的包摂**と、その実現を支える**地域コミュニティ**が一層重要に
- 「新しい資本主義」に向けた人への投資の充実、**デジタル社会の進展**への対応の必要性が増大  
⇒ **社会人の学び直し**をはじめとする生涯学習が一層重要に  
特に、**デジタルデバイド解消**や、国民全体の**デジタルリテラシー向上**が喫緊の課題に（デジタル田園都市国家構想の実現）

## 2. 生涯学習・社会教育が果たしうる役割

- **生涯学習**： 職業や生活に必要な知識を身につけ自己実現を図るためのもの。他者との学び合い・教え合いにより豊かな学びにつながるもの
- **社会教育**： 学びを通じて「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環を生み、持続的な**地域コミュニティ**を支える基盤となるもの

人生100年時代・VUCAの時代においては、こうした従来の役割に加え、下記の役割がより重要に



文部科学省YouTubeチャンネル（mextchannel）  
生涯学習振興施策の動向（令和5年度社会教育主事講習）より  
<https://www.youtube.com/watch?v=oDw5ZwaeNi8>

### 3. 今後の生涯学習・社会教育の振興方策

#### 公民館等の 社会教育施設 の機能強化

- ・ 公民館等の役割を明確化（社会的包摂の実現、地域コミュニティづくり、子供の居場所としての役割等）
- ・ リアルとオンラインの双方で、住民が相互に「つながり」を持てる共同学習・交流を促進⇒ 地域コミュニティの基盤に
- ・ 公民館等のデジタル基盤を強化（PC等の機器導入、Wi-Fi環境整備等）
- ・ デジタルデバイドの解消やデジタル・シティズンシップの育成のための教育⇒ 国民全体のデジタルリテラシー向上へ
- ・ 他機関との連携（自前主義からの脱却）や、住民の意向を反映できる運営や評価の在り方の見直し等による運営改善

#### 社会教育人材 の養成、活躍 機会の拡充

- ・ 社会教育主事の配置を促進⇒ 地域課題に応じた関連部局・施策と社会教育との連携・調整を推進
- ・ 社会教育士の公民館等への配置促進、社会教育士のネットワーク化等による活躍機会の拡大
- ・ 多様な分野の施策と連携しつつ、つながりづくり・地域づくりを担えるよう、社会教育士に係る制度の在り方を検討（例：社会教育士の役割や称号付与要件の見直し等）
- ・ 社会教育人材の継続的な学習機会の確保も検討（デジタルに関するスキルアップ・現代的課題への対応等）

#### 地域と学校の 連携・協働の 推進

- ・ コミュニティ・スクールについて、十分な理解の下で全国的に導入を加速
- ・ 地域学校協働活動推進員の常駐化や、学校運営協議会の運営等に係る支援員の新たな配置の促進
- ・ 保護者、PTA活動の経験者、NPOや企業関係者などの多様な地域住民の参加を推進
- ・ 部活動の地域移行の推進に向け、地域の実情に応じ、社会教育関係団体等と積極的に連携

#### リカレント教育 の推進

- ・ 時間的・経済的な制約の中で学び直しを希望する女性や就業者、求職者など個々人のニーズに応じたリカレント教育を充実
- ・ ①大学・専門学校におけるリカレント教育プログラムの充実、②社会人が受講しやすい時間帯・期間・授業形態等の工夫、③情報発信の充実（公民館や民間等によるものを含む）④学習履歴の可視化（オープンバッジ等のデジタル技術の活用）等を推進

#### 多様な障害に 対応した生涯 学習の推進

- ・ 障害者の生涯学習を、国・各地方公共団体の生涯学習・社会教育推進施策として明確に位置付ける
- ・ 障害者の生涯学習推進を担う人材育成・確保や、共生社会についての理解を促進

- ・ 国は、生涯学習・社会教育が、社会的包摂の実現や地域コミュニティ構築の役割を果たせるよう、振興方策の全体像を明確化
- ・ 国及び地方公共団体は、国民全体のデジタルリテラシーの向上に向けた取組をこれまで以上に推進
- ・ 地方公共団体は、社会教育主事の配置や社会教育士の活躍機会の拡充を積極的に検討。また、社会的包摂の実現や地域コミュニティ構築に関連する部局やNPO等民間団体との連携・協力を促進（教育委員会は総合教育会議等を活用して首長部局と積極的に連携）

# ウェルビーイングの実現に向けた生涯学習・社会教育の推進 ～これまでの議論を踏まえた施策の方向性～

教育振興基本計画の理念

自立 ・ 協働 ・ 創造

第9期生涯学習分科会答申

「社会教育の意義と果たすべき役割」

学びを通じた「人づくり・つながりづくり・地域づくり」

経済財政運営と改革の基本方針2022

「人への投資」

「デジタル田園都市国家構想」

第11期生涯学習分科会 議論の整理

ウェルビーイングの実現

社会的包摂の実現

共に学び支え合う  
生涯学習・社会教育

地域コミュニティの基盤

デジタル社会への対応

次期教育振興基本計画（案）の総括的基本方針

「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」 「持続可能な社会の創り手の育成」

生活を支えるリテラシーの向上

デジタルデバイドの解消  
障害者・外国人等の学習ニーズへの対応等

地域づくりを支える社会教育の実現

様々な地域課題への取組・解決  
持続可能な社会の創り手の育成等

一人一人の生活と地域づくりを支える「学びと実践」の機会と場を提供する  
「地域の学びと実践プラットフォーム」としての役割を、社会教育人材・施設が連携して担う

# 地域の学びと実践プラットフォーム（イメージ図：関係組織や住民等との連携）

## 地域

### 他の行政施策・部局と連携し 多様な住民ニーズに対応 (地域振興、多世代交流、福祉等)

- 地域づくり（地域振興）をはじめ、多様な世代を対象とする他の行政施策や担当部局とのタイアップを推進し、多世代交流による地域コミュニティづくりを支援
- 住民の自主的な学びや参画を促し、行政施策の効果を高め、持続性やコストも改善

(連携の例)

#### 【放課後児童健全育成事業】

放課後児童クラブ等を  
公民館で実施

#### 【地域運営組織】

公民館活動を母体とした地域運営組織の取組（子育て交流、学習支援等）や支援措置等を周知

#### 【農村型地域運営組織（農村RMO）】

中山間地域における農地保全や生活の支え合い等の活動を公民館と連携して実施

#### 【重層的支援体制整備事業】

相談支援や交流の場など  
社会福祉分野における協働

### 社会教育施設の複合化や PFIの活用による官民連携の推進

## 生活

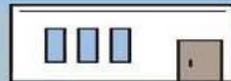


### 社会教育人材ネットワークとの連携

- 首長部局や地域にいる社会教育士と連携し、それぞれの強みを活かした協力を得て、多様な課題に対応・解決

社会教育主事・社会教育士

## 地域の学びと実践プラットフォーム



### 公民館等

### デジタルとリアル双方の教育機会の提供による 「つながりづくり」

- デジタルリテラシーの学習機会を保証
- 仲間・地域とリアルに繋がる場も提供
- デジタル技術の活用等、公民館のデジタル化を推進

### 社会的包摂の実現に向けた学習支援

- 公民館等の社会教育施設を拠点とし、社会教育人材のコーディネートにより、ICTやデジタルコンテンツ等も活用しながら、高齢者・障害者・外国人等の個々のニーズに応じて生活に必要な学び・学び合いを支援（福祉部局等とも連携）
- 不登校、貧困等の課題を抱える子供たちの学びを支援（地域学校協働活動や家庭教育支援チーム等と連携）
- 社会教育での学びに加えて更に学びたい者が、大学等が提供する学習コンテンツの情報を得られるよう、リカレント教育の検索サイト「マナパス」等とも連携

### 地域住民による公民館運営への参画

- 身近な公民館の運営への住民の参画を促すことで、住民が行政に主体的に関わるようになる機会を提供
- 特に、若い世代の公民館に対する声の把握に努め、子供や若者も集う地域コミュニティの拠点に。



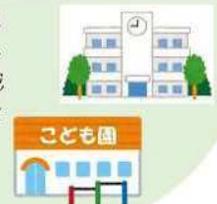
### 民間企業やNPO等との連携

- 民間企業やNPO、町内会、PTA、子ども会等との協働により、公民館が多様な属性をもつ者の活動が重なりあう場となることで、地域コミュニティの繋がりを強める。
- 企業と連携してリアルな体験活動等を推進し、リアルな体験や繋がりの良さを実感できる場に。



### 地域と学校等の連携・協働の推進

- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進し、子供を中心として、幅広い地域住民等が地域で繋がる機会を提供。



# 社会教育施設に関する現状の課題と重点事項

## 社会教育施設をめぐる課題

### 課題①

地域住民のニーズが多様化し、従来の取組だけでは、多様な住民の期待・ニーズへの対応が困難に。

### 課題②

様々な行政分野で、地域との関係性が重視され、地域づくりや自主的取組みに資する社会教育的な学びとの連携が求められている。

### 課題③

地域コミュニティにおける住民同士の関係性が希薄化。地域における様々な活動間(町内会や学校等の活動と公民館活動など)で、必ずしも連携が十分ではない。

### 課題④

様々な活動の際に集まれる場としての強みを地域コミュニティづくりに十分生かせていない。

### 課題⑤

公民館の運営や評価等について、地域住民の参画や意向の反映が必ずしも十分ではないことも。

### 課題⑥

公民館等での学びが、住民同士の繋がりづくりや地域づくりをはじめとした、地域における実践に十分に結びついていない。

## 重点的に取り組むべき事項を 明確化

**重点事項(1)**  
他の行政施策・部局と連携し  
多様な住民ニーズに対応  
(地域振興、多世代交流、福祉等)

**重点事項(2)**  
地域との連携推進による  
地域づくりの主導  
(地域住民、NPO、社会教育  
関係団体、学校等)

**重点事項(3)**  
学びと実践の場としての機能強化



## 重点事項（１）他の行政施策・部局と連携し、多様な住民ニーズに対応（地域振興、多世代交流、福祉等）

### ○地域づくり（地域振興）をはじめとする他の行政施策や担当部局とのタイアップの推進

#### 具体策①：【再掲】首長部局の関連施策との連携、首長部局職員の社会教育主事講習の受講の推奨

- 首長部局の自治、農業、福祉等の関連施策と社会教育の連携強化を図るため、社会教育士の制度を首長部局へ周知するとともに、社会教育との連携が重要な部局の職員に対し、社会教育主事講習の受講を推奨する。

### ○社会教育人材ネットワークとの連携

#### 具体策②：【再掲】首長部局における社会教育士の活用促進

- 社会教育人材ネットワークを活用し、社会教育人材の地域振興等の施策への協力を促進するとともに、首長部局から社会教育人材に対する施策や事業等への協力の働きかけを容易にする。

### ○社会教育施設の複合化やPFIの活用による官民連携の推進

#### 具体策③：社会教育施設の複合化やPFI等を活用した社会教育施設の整備の推進

- 住民の利便性の向上のための機能化を図るため、社会教育施設の複合化やPFI等の活用による官民連携について、効果的な取組事例を収集し、横展開を図る。事例の収集にあたっては、企業版ふるさと納税等の民間資金の活用等、財政上の課題への対応も含める。
- 公民館や図書館等の社会教育施設のPFI等の活用促進を図るため、教育委員会等への助言・支援等を行う。
- 自治体に対し、関連会議等を通じて、財源の工夫やPFIの活用の優良事例について周知する。

### 工程表

令和4年度中	令和5年度		令和6年度		令和7年度以降
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	
具体策①、②					
	首長部局等に対する社会教育士制度の周知・社会教育士の活躍促進 (首長部局の職員等に対する社会教育主事講習の受講推奨など)				社会教育士のさらなる活躍の推進
		社会教育人材ネットワークの活用による社会教育士の活用促進			
具体策③	社会教育施設のPFI等の活用促進のための 教育委員会等への助言・支援等				
	複合化やPFI等を活用した社会教育施設の整備の優良事例の収集、横展開				複合化やPFI等の活用状況を踏まえた 更なる施策の検討

## ○地域住民による公民館運営への参画

## 具体策①：地域住民の意向の反映や効率的・効果的な公民館の評価・改善のあり方の検討

- 公民館運営における地域住民の意向の反映を促進するため、公民館職員が業務に当たって参考にすることができる手引きの作成を検討する。作成に当たっては、公民館の設置及び運営に関する基準の改訂の検討の状況も踏まえながら、公民館の評価・改善に関するノウハウだけではなく、日常の業務に必要な内容を盛り込む。

## ○民間企業やNPO等との連携

## 具体策②：公民館における営利活動に関する規定の解釈の再周知

- 社会教育法第23条第1項第1号（公民館はもっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助する行為を行ってはならない。）の規定が民間企業等による公民館の活用の妨げになっているとの指摘を踏まえ、民間企業等による公民館活用の事例を収集・整理し、具体的なケースを紹介した通知等により、当該規定の解釈の更なる周知を図る。

## 具体策③：民間企業やNPO等における公民館の活用促進

- 公民館等の社会教育施設において、民間企業やNPO、町内会、PTA、子ども会等との連携、ふるさと納税の活用など、地域の様々な活動や外部資源等も活用することが重要であり、各自治体の優良事例等を周知し、取組を促す。

## 工程表

令和4年度中	令和5年度		令和6年度		令和7年度以降
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	
具体策①	住民の意向の反映や効率的・効果的な公民館の評価・改善の優良事例の収集、横展開				手引きを踏まえた優良事例の収集・横展開の継続
具体策②	公民館の運営に関する手引きの作成				公民館の運営に関する手引きの周知
具体策③	民間企業等による公民館活用の優良事例を収集・整理した上で通知等において法解釈を再周知		民間企業等による公民館活用の優良事例を必要に応じて更新しながら周知を継続		
具体策③	公民館等の社会教育施設における多様な人材や資金などの活用の優良事例の収集・周知				課題の整理・更なる施策の検討

○地域と学校等の連携・協働の推進

具体策④：コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

- ・ 地域学校協働活動推進員の常駐化等により、地域と学校等が連携・協働する体制の強化を図る。
- ・ 【再掲】社会教育士等の公民館への配置や、地域学校協働活動推進員としての登用に関する課題や、課題を乗り越えた優良事例の横展開を図ることで、専門性の向上を促す。
- ・ 【再掲】地域学校協働活動推進員の社会教育主事講習の受講を推奨する。

具体策⑤：学校教育と社会教育の連携強化

- ・ 地域課題解決等を通じた探究的な学び等の質の向上や教員の負担軽減に資する取組、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に関する取組など、学校教育と社会教育の連携に関する優良事例を収集し、横展開を図ることにより、連携の強化を促す。
- ・ 公民館の学校利用や連携を更に推進するとともに、学校教育における地域学習等において社会教育士の活用もあわせて検討する。

工程表

令和4年度中	令和5年度		令和6年度		令和7年度以降	
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月		
具体策④						
地域学校協働活動推進員の専門性向上(社会教育士等の地域学校協働活動推進員としての登用、社会教育主事講習の受講推奨など)						
社会教育士等の地域学校協働活動推進員としての登用による効果の把握・優良事例の横展開						効果を踏まえた更なる施策の検討
具体策⑤						
学校教育と社会教育の連携に関する優良事例の収集・横展開						更なる連携の方策に関する検討

## ○社会的包摂の実現に向けた学習支援

## 具体策①：多様なニーズに応じた学びの支援

- ・ 公民館等の社会教育施設を拠点とし、社会教育人材のコーディネートにより、ICTやデジタルコンテンツ等も活用しながら、高齢者・障害者・外国人等のニーズに応じて生活に必要な学びを支援(福祉部局とも連携)。
- ・ 公民館や図書館等の社会教育施設が、地域学校協働活動や家庭教育支援チーム、NPO等と連携し、不登校や貧困等の様々な課題を抱える子供たちの受け皿としての役割を果たせるよう、優良事例を収集し、横展開を図ることで、社会教育施設における取組を促す。

## ○子供や若者の社会教育への参加促進

## 具体策②：子供や若者が集い学び合う場としての社会教育施設の推進

- ・ 若い世代の声を公民館の運営に反映させることを促進するとともに、社会教育施設が子供や若者の集い学び合う場となり、子供の居場所としての役割も果たせるよう、優良事例を収集し、横展開を図る。

## ○リカレント教育の検索サイト「マナパス」との連携

## 具体策③：公民館等での学びと大学等における学び直しとの接続

- ・ 社会教育での学びに加えて更に学びたい者が、大学等が提供する学習コンテンツの情報を得られるよう、リカレント教育の検索サイト「マナパス」等とも連携。

## 工程表

令和4年度中	令和5年度		令和6年度		令和7年度以降
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	
具体策①	現代的諸課題や他機関等の連携促進をふまえた社会教育主事講習・研修内容の見直しの検討				
	現代的諸課題に対応した学びに関する優良事例の収集、横展開				更なるニーズの把握・施策の検討
	様々な課題を抱える子供たちへの支援に関する優良事例の収集、横展開				
具体策②					
	子供や若者が集い学び合う場としての社会教育施設の優良事例の収集、横展開				更なるニーズの把握・施策の検討
具体策③	マナパスとの連携手法の検討		マナパスとの連携・情報発信		

## ○デジタルとリアル双方の教育機会の提供による「つながりづくり」

## 具体策④：社会教育施設のデジタル化、国民のデジタルリテラシーの向上への支援やリアルな体験活動の推進

- ・ 公民館や図書館等の社会教育施設のデジタル環境整備の加速を図るため、社会教育施設のデジタル環境整備に関する現状の詳細な把握を進める。また、教育委員会等への助言・支援等を行うとともに、自治体に対し、関連会議等を通じて、財源確保方策を含めた優良事例等を周知し、取組を促す。
- ・ デジタル庁、総務省及び文部科学省が連携し、公民館等を活用しながら、国民のデジタルリテラシーの向上に取り組む。
- ・ 一方、デジタル化が進む中、現代の子供たちはリアルな体験が不足していることから、企業等と連携したリアルな体験活動の機会の充実（統一的なポータルサイトの構築、企業側の参加インセンティブの拡充）にもあわせて取り組む。

## 具体策⑤：デジタルリテラシー向上に必要な学びの提供やデジタルを活用した学びの推進

- ・ デジタル庁（デジタル推進委員等環境整備事業）、総務省（デジタル活用支援推進事業）及び文部科学省（国民のデジタルリテラシー向上事業）が連携し、公民館等を活用しながら、国民のデジタルリテラシー向上に取り組む。文部科学省による「国民のデジタルリテラシー向上事業」においては、公民館等の場を活用したデジタルリテラシー向上講座の実施を支援。

## ○社会教育人材ネットワークとの連携

## 具体策⑥：【再掲】公民館主事や地域学校協働活動推進員等の専門性向上

- ・ 社会教育士等の公民館への配置や、地域学校協働活動推進員としての登用に関する課題や、課題を乗り越えた優良事例の横展開を図ることで、専門性の向上を促す。

## 工程表

令和4年度中	令和5年度		令和6年度		令和7年度以降
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	
具体策④	社会教育施設のデジタル環境整備のための教育委員会等への助言・支援等				デジタル環境整備の状況を踏まえた更なる施策の検討
	財源確保方策を含めた社会教育施設のデジタル環境整備に関する現状把握・優良事例の収集・横展開				
具体策⑤	ポータルサイトの構築、企業側の参加インセンティブの拡充				
	デジタル庁・総務省・文部科学省の連携による国民のデジタルリテラシーの向上に必要な学び提供				
具体策⑥					効果を踏まえた更なる施策の検討
	社会教育士等の公民館への配置や地域学校協働活動推進員としての登用による効果の把握・優良事例の横展開				

国の振興方針に出てきたけど・・・

ウェルビーイングってなんだろう？

ウェルビーイング≡幸せ実感

国立教育政策研究所社会教育実践研修センター主催 令和5年度公民館専門講座  
福井県立大学 高野翔 准教授「地域におけるウェルビーイングの実現に向けて」より

## ウェルビーイング（幸せ実感）とは

◎WHOでは「健康とは、身体的・精神的・社会的にウェルビーイングな状態」と定義

◎ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的に良好な状態にある**実感する**幸せ。

※ハッピーは短期的なポジティブ感情を示すもので、学術的には持続的な良好状態にあるウェルビーイングとは区別されます。

ウェルビーイングという新たなものさしが  
日本の未来社会に投げかけていること

外部評価による  
客観的な豊かさ



各々の価値観に基づく  
主観的な幸せ実感

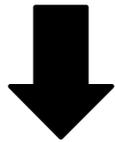
心身が良好な状態



心身ともに  
社会的に良好な状態

# 社会的に良好な状態って？

現代の病であり、社会の病



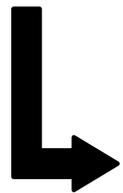
- (一) 孤独・孤立に陥ることなく、
- (+) 人とのつながりをはぐくみながら生きられること。



ウェルビーイングの源

# ウェルビーイング（幸せ実感）のアプローチ

- 1：幸せとはなにかを問う。哲学的アプローチ
- 2：幸せを測定し要因を特定する。社会科学的アプローチ
- 3：**幸せを実感できる場をつくる。まちづくり的アプローチ**



ウェルビーイング向上のため公民館が担えること

# 5. まとめ

生涯学習センター等(コミュニティセンター等)も求められている役割は同様です

今、公民館では、これまで培ってきた地域との関係を活かしながら、地域の実態に応じた学習と活動を結びつけ、地域づくりにつなげる新しい地域の拠点施設を目指すことが望まれています。

よって、公民館職員は・・・

より良い地域づくりに向けた社会教育行政の一翼を担っています

- ⇒ 常に新しい知識や情報を収集する（社会情勢、地域情勢など）
- ⇒ スキルの向上を図る（学びの実践、PDCAなど）

最後に **公民館職員に求められる姿勢** ということで御紹介・・・

令和4年5月1日発行 月刊公民館～特集 よくわかる公民館のしごと(中)～

- あいさつをしましょう
- 周りの人に聞いて、教わってみよう
- 住民に信頼される関係をめざそう
- やりすぎないようにしよう
- 地域を実際にまわってみよう



ご静聴ありがとうございました！

本日の“つながり”を大切に…

不明な点などは担当まで

お問い合わせください！！

静岡県教育委員会 社会教育課

電話：054-221-3115

Mail：kyoui\_sspct@pref.shizuoka.lg.jp

HP： 静岡県社会教育課 で検索